

福岡県建築確認円滑化対策連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、福岡県建築確認円滑化対策連絡協議会（以下、「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、建築確認手続きに係る問題点及び円滑化のための方策について検討を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 効率的な確認の審査等に関する協議
- 二 効率的な構造計算適合性判定の実施に関する協議
- 三 審査側、設計者側相互の情報交換
- 四 前各号に定めるもののほか必要と認める事業

(構成)

第4条 協議会は、福岡県及び北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市、福岡県内に事業所を置く指定確認検査機関、福岡県指定の指定構造計算適合性判定機関、(公社)福岡県建築士会、(一社)福岡県建築士事務所協会、(一社)日本建築構造技術者協会九州支部、(公社)日本建築家協会九州支部福岡地域会・北福岡地域会及び(一社)福岡県建設業協会(以下、「会員」という。)をもって構成する。(い)(ろ)(は)(に)(ほ)

(組織)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 2 会長は、福岡県建築都市部建築指導課長を充てることとし、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、北九州市建築都市局建築審査課長及び福岡市住宅都市局建築審査課長を充てることとし、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、総会、専門部会とする。

(総会)

第7条 総会は、年1回とし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。総会は、会長が招集し、次の事項を協議する。

- 一 規約の改廃に関する事。
- 二 協議会の運営に関する事。
- 2 総会の議長は会員の中から選出する。

(専門部会)

第8条 協議会には、必要に応じて専門部会を設置することができるものとする。

- 2 専門部会の設置は、別途要綱にて定める。

(事務局)

第9条 事務局は、福岡県建築都市部建築指導課内に置く。

(その他)

第10条 協議会の運営に関し、この規約に定めるものの他、特に必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成19年12月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成20年2月12日から施行する。(い)

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成20年12月18日から施行する。(ろ)

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成26年4月24日から施行する。(は)

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成28年3月24日から施行する。(に)

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成29年3月27日から施行する。(ほ)

建築確認に関するシステム部会設置要綱

(設置)

第1 建築確認に関し、そのシステム上の課題等について明確化するとともに、解決等に向けての提案・調整等を行うなど、円滑な建築確認を図るために、構造審査に関するシステム部会（以下、「システム部会」という。）を設置する。

(構成)

第2 システム部会は、次の会員により構成するものとする。

(一) 設計団体（各1名）

- (公社) 福岡県建築士会
- (一社) 福岡県建築士事務所協会
- (一社) 日本建築構造技術者協会九州支部
- (公社) 日本建築家協会九州支部福岡地域会

(二) 建築主事等（各1名）

- 北九州市建築都市局建築審査課
- 日本 ERI 株式会社

(三) 指定構造計算適合性判定機関（1名）

- (一財) 福岡県建築住宅センター構造判定部

(四) 福岡県建築都市部建築指導課（1名）

(組織)

第3 システム部会に次の役員を置く。

- (一) 部会長 1名
- (二) 副部会長 1名

2 部会長は、福岡県建築都市部建築指導課の職員を充てることとし、システム部会を代表するとともに、この部会を総理する。

3 副部会長は、北九州市建築都市局建築審査課の職員を充てることとし、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議の開催)

第4 システム部会は必要に応じ、部会長が招集し、開催する。

(その他)

第5 システム部会の運営に関して、この要綱に定めるものの他、必要な事項は部会長が定める。

附則

第1 この要綱は平成19年12月12日から施行する。

附則

第1 この要綱は平成20年2月12日から施行する。

附則

第1 この要綱は平成26年4月24日から施行する。

附則

第1 この要綱は平成28年3月24日から施行する。

附則

第1 この要綱は平成29年3月27日から施行する。

変更なし

構造計算適合性判定部会設置要綱

(設置)

第1 効率的な構造計算適合性判定の実施に向けて具体的な問題を検討し、もって、適切に解決等を図るために、構造計算適合性判定部会（以下、「適判部会」という。）を設置する。

(構成)

第2 適判部会は、次の会員により構成するものとする。

(一) 設計団体（各1名）

（公社）福岡県建築士会

（一社）福岡県建築士事務所協会

（一社）日本建築構造技術者協会九州支部

(二) 建築主事等（各1名）

福岡市住宅都市局建築審査課

日本 ERI 株式会社

(三) 指定構造計算適合性判定機関（各2名 内判定員1名）

（一財）福岡県建築住宅センター構造判定部

九州住宅保証株式会社構造判定部

(四) 福岡県建築都市部建築指導課（1名）

(組織)

第3 適判部会に次の役員を置く。

(一) 部会長 1名

(二) 副部会長 1名

2 部会長は、福岡県建築都市部建築指導課の職員を充てることとし、適判部会を代表するとともに、この部会を総理する。

3 副部会長は、福岡市住宅都市局建築審査課の職員を充てることとし、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議の開催)

第4 適判部会は必要に応じ、部会長が招集し、開催する。

(その他)

第5 適判部会の運営に関して、この要綱に定めるものの他、必要な事項は部会長が定める。

附則

第1 この要綱は平成19年12月12日から施行する。

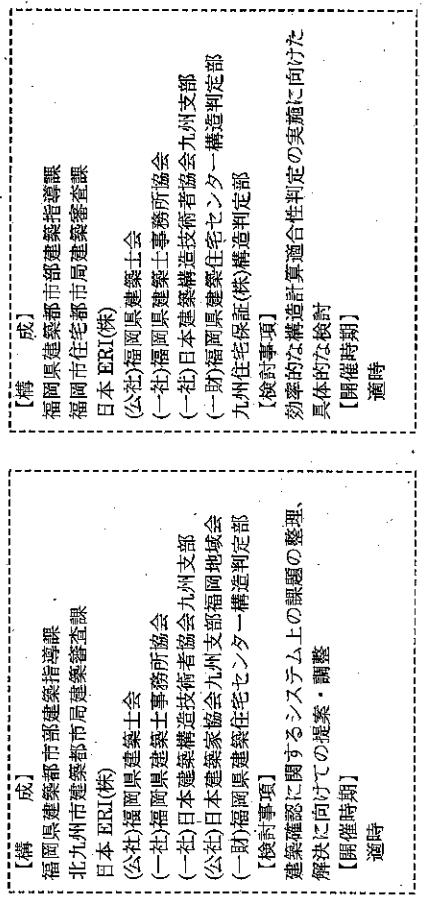
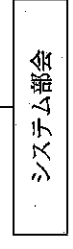
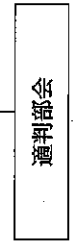
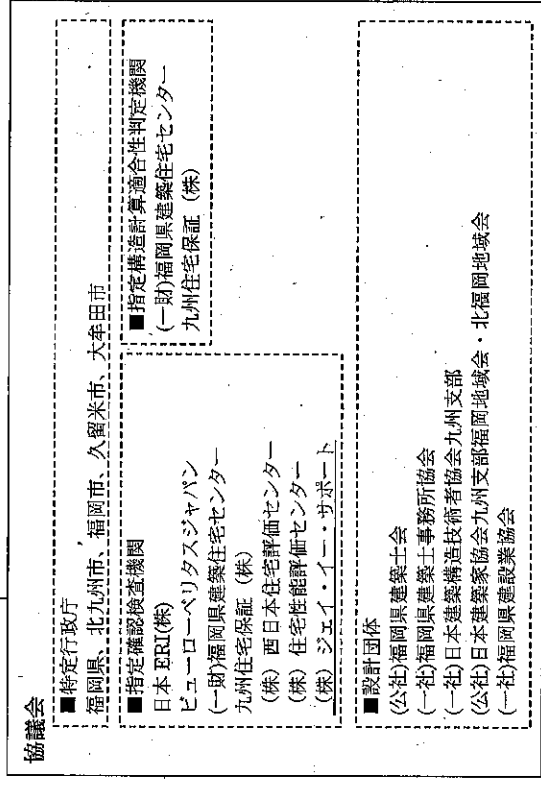
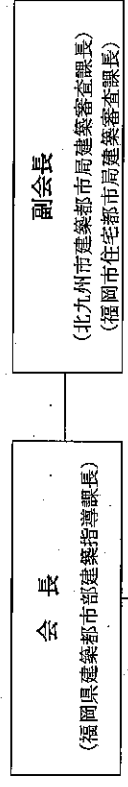
附則

第1 この要綱は平成26年4月24日から施行する。

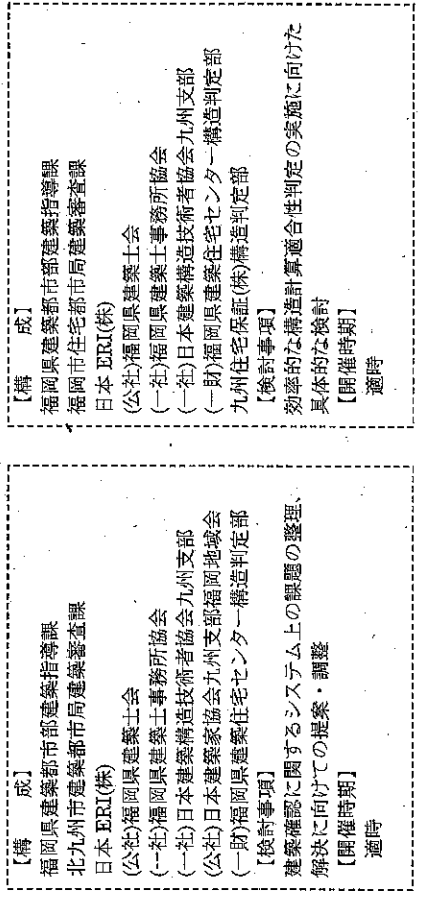
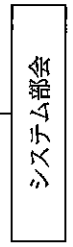
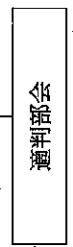
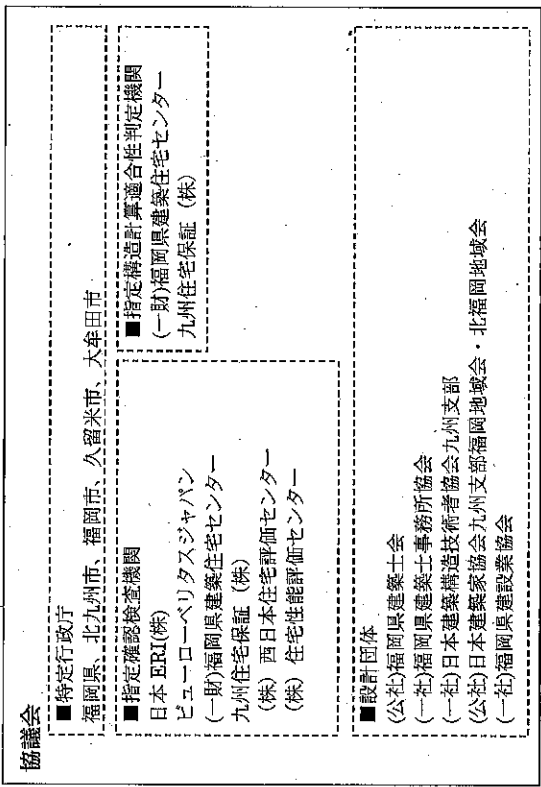
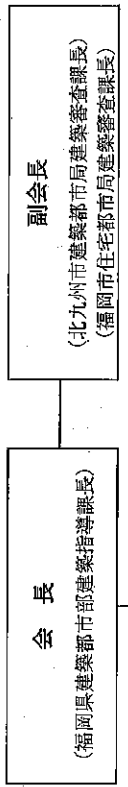
附則

第1 この要綱は平成28年3月24日から施行する。

福岡県建築確認円滑化対策連絡協議会組織図 (H29.10.15)



福岡県建築確認円滑化対策連絡協議会組織図 (H29.8.27)



平成 30 年 9 月 7 日
住宅局 建築指導課
市街地建築課

改正建築基準法の一部が、9月25日から施行されます

本年6月27日に公布された建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行に関し、一部の施行期日を定める政令及び関係政令の整備等に関する政令が、本日、閣議決定されました。

1. 改正の概要(※今回一部施行されるもの)

- (1) 木造建築物等である特殊建築物の外壁等に関する規制の廃止
外壁等を防火構造とすべき木造の特殊建築物の範囲を見直す。
- (2) 接道規制の適用除外に係る手続の合理化
一定の基準(※)に適合する建築物について、建築審査会の同意を不要とする。
※基準については、改正法の施行に併せて改正を行う建築基準法施行規則に規定。
- (3) 接道規制を条例で付加できる建築物の対象の拡大
袋路状道路にのみ接する大規模な長屋等の建築物について、条例により、共同住宅と同様に接道規制を付加することを可能とする。
- (4) 容積率規制の合理化(老人ホーム等の共用の廊下等)
老人ホーム等について、共同住宅と同様に、共用の廊下・階段の床面積を容積率の算定対象外とする。
- (5) 日影規制の適用除外に係る手続の合理化
日影規制を適用除外とする特例許可を受けた建築物について、一定の位置及び規模の範囲(※)内で増築等を行う場合には、再度特例許可を受けることを不要とする。
※位置及び規模の範囲については、関係政令の整備等に関する政令に規定。
- (6) 仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の特例
仮設建築物のうち、オリンピックのプレ大会や準備等に必要な施設等、特に必要があるものについて、建築審査会の同意を得て、1年を超える存続期間の設定を可能とする。
- (7) その他所要の改正

今般の政令改正とあわせて行った、宅配ボックス設置部分を容積率規制の対象外とする改正の概要については、9月7日プレスリリース「オフィス・商業施設などにも宅配ボックスを設置しやすく!」をご参照ください。

2. スケジュール

公布：平成30年9月12日(水) / 施行：平成30年9月25日(火)

(問い合わせ先) 国土交通省 代表番号 03-5253-8111

(1)、(6) について

住宅局建築指導課 高木(内線39515) 直通03-5253-8513 FAX 03-5253-1630

上記以外について

住宅局市街地建築課 松野(内線39602)、石井(内線39633) 直通03-5253-8515

FAX03-5253-1631

国住指第 2074 号
国住街第 187 号
平成 30 年 9 月 21 日

各都道府県知事 殿

国土交通省 住宅局長

建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）

建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 27 日に公布され、その一部については同年 9 月 25 日から施行されることとなった。

また、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 30 年政令第 255 号）並びに建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令（平成 30 年国土交通省令第 69 号）についても、同年 9 月 25 日から施行されることとなった。

については、今回施行される改正法等による改正後の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）及び建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。）の運用について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、その運用に遺憾なきようお願いする。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴職指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

第1 木造建築物等である特殊建築物の外壁等に関する規制の廃止(改正前の法第24条関係)

法第22条第1項に規定する区域にある木造建築物等は法第23条の規定により準防火構造とすることが義務付けられている。改正前の法第24条は、当該建築物のうち、2階建かつ200平方メートル超の百貨店等を対象とした基準として防火構造とすることを求める規定であるが、さらに規模が大きくなった場合には、別途の基準(3階建の特殊建築物であれば耐火構造、延べ面積が1,000平方メートルを超えれば防火構造)が規定されていることを踏まえ、延焼の抑制という目的は達成されることから、廃止することとした。

第2 接道規制の適用除外に係る手続の合理化(法第43条第2項関係)

接道規制に係る改正前の法第43条第1項の規定に基づく許可の実績が一定程度蓄積していること等を踏まえ、これまで同項の規定に基づき建築審査会の同意を得て許可の対象としていたもののうち、一定の要件を満たすものについては、手続を合理化し、認定の対象とすることとした。

具体的には、その敷地が幅員4メートル以上の農道その他これに類する公共の用に供する道又は令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道に2メートル以上接する延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計)が200平方メートル以内の一戸建ての住宅であって、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、接道規制の適用を除外することとし、この場合には、建築審査会の同意は要しないこととした。

なお、建築審査会が置かれていない限定特定行政庁の管内の建築物については、建築審査会の同意が必要であったことから、都道府県知事が当該許可に係る事務を行っていたところ。今般創設する認定に係る事務は、他の認定に係る事務と同様に、建築審査会が置かれていない限定特定行政庁についても自らが行うこととなるので留意すること。

第3 接道規制を条例で付加できる建築物の対象の拡大(法第43条第3項関係)

近年、特殊建築物等には該当しないものの、大規模な重層長屋など、在館者密度の大きな建築物が、袋路状道路にのみ接している敷地に建築されるケースが見られる。

こうした建築物については、避難の際に多数の者が袋路状道路に集中し、敷地からの避難や救助、消防活動に支障が生じるおそれがあることから、その敷地が袋路状道路にのみ接する建築物で、延べ面積が150平方メートルを超えるもの(一戸建ての住宅を除く。)については、特殊建築物等と同様に、地方公共団体の条例で、その敷地が接しなければならない道路の幅員、その敷地が道路に接する部分の長さその他その敷地又は建築物と道路との関係に関して必要な制限を付加できることとした。

第4 老人ホーム等に係る容積率規制の合理化(法第52条第6項関係)

高齢化の進展が見込まれていること等を受け、共同住宅から老人ホーム等への転用

が円滑に行われるよう、老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分について、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分と同様に、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととした。

なお、当該規定は、新築の場合なども含め、転用の有無にかかわらずすべての老人ホーム等が対象となるので留意すること。

第5 日影規制の適用除外に係る手続の合理化（法第56条の2第1項関係）

日影規制に係る許可を受けた建築物について、周囲の居住環境を害するおそれがない一定の範囲内で増築、改築又は移転する場合においては、改めての許可を要しないこととした。

第6 仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の特例（法第85条第6項及び第7項関係）

特定行政庁は、国際的規模の競技会等の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の仮設建築物について、安全上、防火上、及び衛生上支障がなく、かつ公益上やむを得ないと認めた上で建築審査会の同意を得た場合には、1年を超える期間を定めてその建築を許可できることとした。

第7 宅配ボックス設置部分に係る容積率規制の合理化（令第2条第1項第4号及び第3項第6号関係）

自動車車庫等に加え、宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分についても、建築物の用途を問わず、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に1/100を乗じて得た面積を限度として、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととした。

国住指第 2075 号
国住街第 188 号
平成 30 年 9 月 21 日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課長

市街地建築課長

建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）

建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号。以下「改正法」という。）、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 30 年政令第 255 号）並びに建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令（平成 30 年国土交通省令第 69 号）の施行については、「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）」（平成 30 年 9 月 21 日付け国住指第 2074 号、国住街第 187 号）により、国土交通省住宅局長から各都道府県知事あて通知されたところである。

今回施行される改正法等による改正後の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）及び建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「規則」という。）の運用に係る細目について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、その運用に遺憾なきようお願いする。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添える。

記

第1 国等の建築物の小規模増改築に係る計画通知の除外（法第18条第2項関係）

法第6条第2項における規定に鑑み、国等の建築物について、防火地域・準防火地域外において増築、改築又は移転しようとする場合で、その部分の床面積が10平方メートル以内であるときは、計画通知を不要とした。

第2 接道規制の適用除外に係る手続の合理化（法第43条第2項関係）

1 認定制度について

(1) 法上の道路との関係等

今般創設する接道規制に係る認定（第2において「認定」という。）に係る事務は、例外的に適用されるべきとしている接道規制に係る許可（第2において「許可」という。）において対象としてきたもののうち、一定の要件を満たすものについて、手続を合理化することを目的とするものである。

そのため、建築物を建築するために道を築造しようとする場合は、今後も引き続き、法第42条第1項第5号の規定に基づく位置の指定（以下「道路の位置の指定」という。）をすること等により、法上の道路とすることを原則とすること。

また、特定行政庁が、認定をするに当たり、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないかどうかを審査する際の判断については、避難及び通行の安全性、道路に接することを前提とした建築規制である前面道路幅員容積率規制や道路斜線制限が適用されないことに伴う総合的な市街地の環境への影響等について、これまで行ってきた許可における判断も踏まえて行うこと。

なお、建築審査会が置かれていない限定特定行政庁の管内の建築物については、これまで都道府県知事が許可に係る事務を行っていたことに鑑み、当該限定特定行政庁は、特定行政庁たる都道府県知事と法第43条第2項の規定に係る運用について必要な調整を行うこと。

(2) 対象となる道

規則第10条の3第1項第1号に規定する「農道その他これに類する公共の用に供する道」は、従前より許可の対象としている「農道その他これに類する公共の用に供する道」と同様に、農道や港湾道路等が該当し、その状況から法上の道路と同等の機能を有するものについては、認定の対象として扱うことができる。

(3) 対象となる用途

規則第10条の3第3項に規定する「一戸建ての住宅」は、一戸建てのいわゆる専用住宅のことをいい、用途上不可分である附属建築物は含まれるが、事務所や店舗等の用途を兼ねている住宅は該当しない。

また、認定を受けた建築物を一戸建ての住宅以外の用途に変更する場合には、認定の要件に適合しないものとして、許可を得る必要があるので留意すること。

(4) 土地の所有者等の承諾等

令第144条の4第1項各号に掲げる基準（以下「位置指定道路の基準」という。）に適合する道に接する建築物について認定をする場合には、当該道が適正に管理されるよう、当該道の敷地となる土地の所有者等のほか、位置指定道路の基準に適合するように管理する者からも承諾を得ることとした。

また、同様の状況を勘案し、道路の位置の指定をする際にも、位置指定道路の基準に適合するように管理する者の承諾を得ることとした。

なお、法上の道路が担っている種々の機能の保持を図るとともに、接道義務を満たさない敷地の発生を防止することの観点等から、法第44条や法第45条の規定については、今後も引き続き、適切な運用を図ること。

2 許可制度について

認定制度の創設に伴い、許可については、その規定を法第43条第2項第2号に移行したところであるが、規定の内容自体は変更していないことから、その運用についてはこれまでと同様にする。また、改正法の施行前に取得した許可については、改正法の施行後も引き続き効力を有する。

なお、改正法の施行前に許可の申請があり、施行日をまたいでその審査が行われている場合等にあつては、認定の対象となるものであつても、規則第10条の3第4項の規定で定める基準に適合し、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得た場合には、許可して差し支えない。

3 河川等を介して法上の道路に接する敷地の扱いについて

法上の道路と建築物の敷地との間にある河川や水路等（公共団体等が所有又は管理するものに限る。）に橋や蓋等が設けられている部分であつて、当該部分が一般通行の用に供されている場合は、法上の道路と当該部分を合わせて規則第10条の3第1項第1号又は第4項第2号に規定する「農道その他これに類する公共の用に供する道」として扱い、認定又は許可の対象として差し支えない。

第3 老人ホーム等に係る容積率規制の合理化（法第52条第6項関係）

1 「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」について

法第52条第6項の規定の対象となる「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」（以下「老人ホーム等」という。）は、法第52条第3項の規定の「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」と同一であり、これに該当するものは、同項の運用に係る細目を定めた「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）」（平成27年5月27日付け国住指第558号、国住街第40号）のとおりである。

2 共用の廊下等の扱いについて

老人ホーム等の共用の廊下又は階段の扱いについては、共同住宅の共用の廊下又は階段と同様であり、既にその運用に係る細目を定めた「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について（技術的助言）」（平成9年6月13日付け建設省住街発第73号）を参考にすること。

第4 日影規制の適用除外に係る手続の合理化（法第56条の2第1項関係）

1 対象となる位置について

令第135条の12第1項に規定する「許可を受けた際における敷地の区域」とは、本規定（法第56条の2第1項ただし書後段のことをいう。第4において同じ。）を適用する際の敷地が、日影規制に係る許可（当該許可を複数回取得している場合は直近のもの。第4において「許可」という。）を受けた際の敷地と同一であることをいい、許可を受けた際の敷地から拡大又は縮小している場合は該当しない。

2 対象となる規模について

令第135条の12第2項に規定する「新たに日影となる部分を生じさせることのない」とは、本規定を適用する際の状況による日影と許可を受けた際の状況による日影（本規定を適用する際に除却されている建築物の部分（本規定の対象となる改築又は移転に係る部分は除く。）は無いものとして測定したもの。以下同じ。）を比較し、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時まで（道の区域内にあっては、午前9時から午後3時まで）の間（以下「有効日照時間」という。）のいずれの時刻においても日影となる範囲や時間が増加しないことをいう。

また、本規定を適用する際の平均地盤面が許可を受けた際の平均地盤面より高くなる場合には、令第135条の12第2項に規定する「平均地盤面からの高さの水平面」は、本規定を適用する際の状況によるものとし、本規定を適用する際の状況による日影と許可を受けた際の状況による日影を同一の水平面で比較すること。

なお、本規定を適用する際の平均地盤面が許可を受けた際の平均地盤面より低くなる場合は、不適格となる日影の範囲が増加することから本規定の対象とならない。

3 添付図書について

本規定は、許可を受けた建築物について、当該許可の内容に適合することが明らかである一定の範囲内で増築、改築又は移転を行う場合には、改めての許可を要しないこととしたものである。

そのため、規則第1条の3第1項の表2の(30)項に掲げる「法第56条の2第1項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書」には、許可通知書や許可申請書など許可を受けた際の建築物の状況等が分かる図書のほか、増築、改築又は移転が令第135条の12第1項及び第2項の規定で定める位置及び規模の範囲内で行われていることを確認するために必要な図書も含まれることに鑑み、申請者には、必要に応じて適切な図書の

添付を求めること。

例えば、増築、改築又は移転が令第135条の12第2項の規定で定める規模の範囲内であることを確認するために必要な図書として、建築物（増築、改築又は移転する部分に限る。）が有効日照時間に法第56条の2第1項に規定する平均地盤面からの高さの水平面に生じさせる日影が、敷地境界線からの水平距離が5メートルを超えていないことをもって、当該規模の範囲内で行われていることを確認するため、当該日影の等時間日影線を明示した日影図等を添付させることが考えられる。

4 特定行政庁と指定確認検査機関との連携について

本規定の適用の有無にかかわらず、許可を受けた建築物の一部除却や用途変更等により、許可の条件に適合しなくなる場合には、改めて許可を取得する必要があることから、指定確認検査機関においては、必要に応じて法第77条の32の規定に基づく照会を行うなど、特定行政庁と適切な連絡調整を行うこと。

第5 仮設建築物・仮設工作物に適用する規制の合理化（法第85条第5項関係）

法第85条第5項における仮設建築物については、技術基準の一部の適用を除外していたところであるが、建築材料の品質に関する規定についても適用を除外した。

なお、本改正に伴い、仮設工作物についても建築材料の品質に関する規定の適用を除外するために、令第138条第1項に規定する工作物のうち、その存続期間が2年以内のものについて、平成12年建設省告示第1446号「建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件」の改正により適用を除外したことに留意すること。

第6 仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の特例（法第85条第6項及び第7項関係）

1 対象となる会議又は競技会について

「国際的な規模の会議又は競技会」については、例えば典型的には、オリンピック・パラリンピックやスポーツの世界大会等は「国際的な規模の競技会」に該当すると考えるが、どのような会議又は競技会がこれに該当するか否かについては特定行政庁が個別に判断することとなる。

また、「国際的な規模の会議又は競技会の用に供すること」は例示であり、国内の会議・競技会や、大規模な文化・芸術活動の用に供するため1年を超えて使用する特別な必要がある場合を排除しているものではない。

2 適用を除外する規定について

法第85条第6項に規定する1年を超えて使用する仮設興行場等の仮設建築物について、同条第5項に規定する仮設建築物と同様に、技術基準の一部の適用を除外した。

また、平成12年建設省告示第1347号「建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を

定める件」、平成 12 年建設省告示第 1456 号「鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準を定める件」及び平成 14 年国交告示第 666 号「膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件」における全て又は一部の規定は、法第 85 条第 2 項及び第 5 項に規定する仮設建築物（各告示において条件を付している場合は、当該条件に適合している仮設建築物）については適用されないこととなっているが、法第 85 条第 6 項に規定する 1 年を超えて使用する仮設興行場等の仮設建築物についても、これらの告示の改正により同様の規定の適用を除外することとした。

第 7 宅配ボックス設置部分に係る容積率規制の合理化（令第 2 条第 1 項第 4 号、第 3 項第 6 号及び令第 137 条の 8 関係）

1 適用対象になる宅配ボックスについて

宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。以下同じ。）は、配達された物品の一時保管を目的に設置される設備であり、壁や床等に定着していないものや単なる物品の保管を目的に設置されたロッカーやトランクルーム等（管理人等が物品を預かった後、当該物品の一時保管を目的に設置されるものを含む。）については、本規定（令第 2 条第 1 項第 4 号へのことをいう。第 7 において同じ。）の対象とはならない。

また、宅配ボックスの機能について、外部電源を利用せずダイヤル錠等により施錠するもの、外部電源を利用して施錠するものの区分は問わないほか、荷受について、住宅に設置される場合のように居住者の利用を想定しているもの、事務所に設置される場合のように勤務者の利用を想定しているもの、商業施設等に設置される場合のように不特定多数の利用を想定しているものの区分も問わない。

なお、宅配ボックスには、配達された物品の一時保管機能に必要となる電子操作盤等のほか、構造上一体的に設けられた郵便物を受け取るための設備（いわゆる郵便受け）や当該宅配ボックスに付加的に設けられる AED 保管庫等の設備を含んでいても差し支えない。

2 宅配ボックス設置部分の範囲について

宅配ボックスを設ける部分（以下「宅配ボックス設置部分」という。）は、宅配ボックスの利用のために設ける室その他これに類する区画（当該区画内に郵便受けを設けるものを含む。）のほか、配達された物品の預け入れ又は取り出しの用に供する部分（当該部分の境界が壁その他これに類するものにより明確でない場合は、宅配ボックスの預け入れ又は取り出し面から前方に水平距離 1 メートルまでの部分とする。）を含むものとする。

3 他の容積率特例との関係等について

本規定は、法第 52 条第 1 項に規定する延べ面積（建築物の容積率の最低限度に関する規制に係る当該容積率の算定の基礎となる延べ面積を除く。）の定義に係るものであり、法第 52 条第 6 項等の規定に基づく容積率特例に先立って適用されることに留意すること。

なお、共同住宅の共用の廊下に設置する宅配ボックス等については、「共同住宅の共用の廊下に宅配ボックス等を設置した場合の建築基準法第 52 条第 6 項の規定の運用について（技術的助言）」（平成 29 年 11 月 10 日付け国住街第 127 号）のとおり、法第 52 条第 6 項に規定する共同住宅の共用の廊下の用に供する部分として、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないものと扱って差し支えないこととしているところ。第 3 にあるとおり、改正法により、老人ホーム等の共用の廊下についても、共同住宅の共用の廊下と同様に、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこととなることから、老人ホーム等の共用の廊下に設置する宅配ボックス等についても、共同住宅の共用の廊下に設置する宅配ボックス等と同様に、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないものと扱って差し支えない。

4 容積率規制の適用が除外される既存不適格建築物の取扱いについて（令第 137 条の 8 関係）

容積率規制の適用が除外されるいわゆる既存不適格建築物について認められる一定の増築又は改築として、宅配ボックス設置部分の増築又は改築を認めることとした。

5 違反建築物の現出防止について

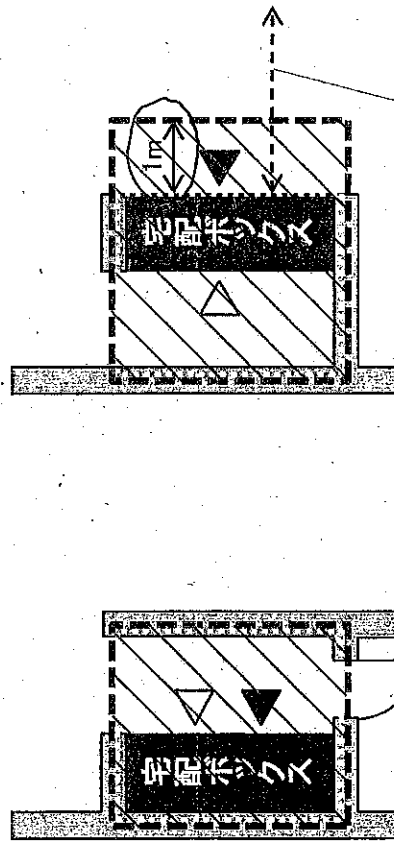
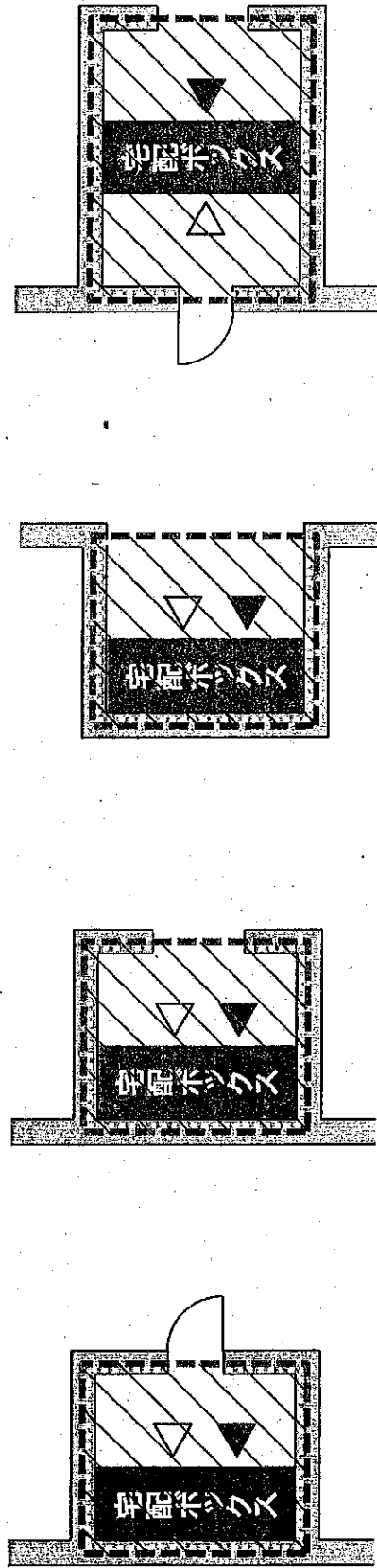
規則を改正し、宅配ボックス設置部分の床面積を建築確認申請書の記載事項として加えたところ。特定行政庁にあっては、本規定の適用を受け建築される建築物について、台帳の整備により本規定の適用実態を適切に把握するとともに、宅配ボックスの撤去等を含む建築後の用途転用による法不適合を防止するため、必要に応じ、報告を求め、又は立入検査等により実態の把握を行うとともに、法不適合が生じている場合は是正に努めること。

第 8 小規模な特殊建築物に係る異種用途区画の廃止（改正前の令第 112 条第 12 項関係）

法第 24 条の廃止に伴い、改正前の令第 112 条第 12 項の規制対象である小規模な特殊建築物については、近年の技術的知見を踏まえ、異なる用途の部分があっても、火災発生時に在館者が短時間で火災を覚知し、安全に避難できることから、異なる用途の部分に区画を行わなくてもよいこととした。

なお、建築物の一部が法第 27 条第 1 項各号、第 2 項各号又は第 3 項各号のいずれかに該当する場合においては、引き続き、改正後の令第 112 条第 12 項（改正前の同条第 13 項）の規定により、その部分とその他の部分とを区画しなければならないことに留意すること。

宅配ボックスの利用のために設ける室その他これに類する区画等の例



区画がなく、配達された物品の預け入れ又は取り出しに必要な幅を超えている

<凡例>

△ 配達された物品の預け入れ方向

▲ 配達された物品の取り出し方向

⋯ 宅配ボックスの利用のために設ける室その他これに類する区画

⋯ 容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分
(令第2条第1項第4号へ)



福岡県公報

平成三十年十月五日
第四千三十二号
増刊
①

目次

条 例 (第四十七号―第五十五号)

○福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例 (市町村支援課)……………二

○福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 (情報政策課)……………二

○福岡県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 (青少年育成課)……………三

○附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例 (がん感染症疾病対策課)……………三

○福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (子育て支援課)……………四

○福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例の一部を改正する条例 (監視指導課)……………四

○福岡県獣医師研修学資金貸与条例の一部を改正する条例 (畜産課)……………五

○福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例 (建築都市総務課)……………五

○福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 (建築指導課)……………五

公布された条例のあらまし

◇福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例 (企画・地域振興部市町村支援課)

1 公職選挙法の一部を改正する法律の制定に伴い福岡県議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成を公営とするほか、所要の規定の整備を行うこととした。
2 この条例は、平成三十一年三月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 (企画・地域振興部情報政策課)

1 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の制定による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 (人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局青少年育成課)

1 インターネットに接続できる機器の急速な普及に伴い、インターネットを通じて青少年がだまされたり、脅かされたりして、自分の裸体を撮影させられた上送られる被害が増加していることに鑑み、青少年に対し当該青少年に係る児童ポルノの提供を不当に求める行為を禁止し、青少年を守るため、所要の規定の整備を行うこととした。
2 一 この条例は、平成三十一年二月一日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

◇附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例 (保健医療介護部がん感染症疾病対策課)

1 がん登録等の推進に関する法律に基づき、本県に係るがん登録情報の利用等について意見を聴くため、福岡県がん登録情報利用等審議会を設置することとした。
2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (福祉労働部子育て支援課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成三十一年四月一日から施行することとした。
◇福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例の一部を改正する条例

(環境部監視指導課)

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律が制定されたことを踏まえ、公表の対象となる行政処分に関する法律第十九条の十の規定に基づく命令等を加えるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

(農林水産部畜産課)

1 福岡県農業共済組合連合会が解散したことに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築都市総務課)

1 建築基準法の一部を改正する法律の制定に伴い、使用期間が一年を超える仮設建築物の建築許可の申請に対する審査に係る手数料等について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築指導課)

1 建築基準法の一部を改正する法律の制定に伴い、使用期間が一年を超える仮設建築物に対する制限の緩和に関する規定を追加するほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月五日

福岡県条例第四十七号

福岡県知事 小川 洋

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例(平成七年福岡県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百二十二条第一項第三号」の下に「及び第四号」を加える。

第四条第二号イ中「一万五千三百円」を「一万五千八百円」に改め、同号ロ中「七千三百五十円」を「七千五百六十円」に改める。

第七条中「(福岡県知事の選挙における候補者に限る。)」を削る。

第九条中「第四百二十二条第一項第三号」の下に「又は第四号の選挙の区分に応じ当該各号」を加え、同条第一号中「七円三十銭」を「七円五十一銭」に改め、同条第二号中「三十六万五千円と四円八十八銭」を「三十七万五千五百円と五円二銭」に改める。

第十条中「第四百二十二条第一項第三号」の下に「又は第四号の選挙の区分に応じ当該各号」を加え、「同号」を「当該各号」に改める。

第十三条第一号中「五百十四円四十八銭」を「五百二十五円六銭」に、「三十万八千七百五十円」を「三十一万五百円」に改め、同条第二号中「二十六円七十三銭」を「二十七円五十銭」に、「五十五万七千七百十五円」を「五十七万三千三十円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を

福岡県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月五日

福岡県条例第五十三号

福岡県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

福岡県獣医師修学資金貸与条例(平成五年福岡県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、農業共済組合連合会」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県知事 小川 洋

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月五日

福岡県条例第五十四号

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県建築都市関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項を削る。

別表二の項中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に改め

、同項を同表二の二の項とし、同表一の二の項の次に次のように加える。

| | | | |
|---|-------------------------|------------------|-------|
| 一一 建築基準法第四十三條第二項第一号の規定による建築の認定の申請に対する審査 | 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料 | 一件につき 二七、〇〇〇円 | 申請のとき |
|---|-------------------------|------------------|-------|

別表三六の項の次に次のように加える。

| | | | |
|---|---------------------------|-------------------|-------|
| 三六 建築基準法第八十条第二項第五号第六項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査 | 使用期間が一年を超える仮設建築物建築許可申請手数料 | 一件につき 一六〇、〇〇〇円 | 申請のとき |
|---|---------------------------|-------------------|-------|

別表八五の項及び八六の項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月五日

福岡県条例第五十五号

福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

福岡県建築基準法施行条例(昭和四十六年福岡県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十三条第二項」を「第四十三条第三項」に改める。

第十五条中「第二百二十九条」を「第二百二十八条の五」に改める。

第二十条第三項中「第四十三条第一項ただし書き」を「第四十三条第二項第一号の規定により特定行政庁が認めた建築物又は同項第二号」に改める。

第二十五条の三第一号中「がけ地」を「崖地」に改める。

第二十六条中「第八十五条第五項」の下に「又は第六項」を加える。

第二十六条の二中「第四十三条第二項」を「第四十三条第三項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県知事 小川 洋

福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について
新旧対照表

| 福岡県建築基準法施行条例(昭和四十六年福岡県条例第二十九号) | 福岡県建築基準法施行条例(昭和四十六年福岡県条例第二十九号) |
|---|---|
| 改正案 | 現行 |
| <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第三十九条、第四十条、第四十三条第三項、第五十六条の二第一項及び建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「施行令」という。)第四百四十四条の四第二項の規定に基づき、災害危険区域の指定及びその区域内における建築制限、建築物の敷地及び構造に関する制限の付加、都市計画区域及び準都市計画区域内における建築物の敷地等の道路との関係に関する制限の付加、日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定並びに都市計画区域及び準都市計画区域内の道に関する基準について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(木造の共同住宅等の内装)</p> <p>第十五条 木造の共同住宅、寄宿舎及び長屋の用途に供する建築物(耐火建築物、準耐火建築物及び法第二十七条第一項の規定に適合する特殊建築物(特定避難時間が四十五分未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。))を除く。次条において「木造の共同住宅等」という。は、施行令第二百二十八条の五で定める場合を除き、直下階の天井又は階段(階段裏に限る。)の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしなければならない。</p> <p>(建築物の敷地と道路との関係)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>3 法第四十三条第二項第一号の規定により特定行政庁が認めた建築物又は同項第二号の規定により特定行政庁が許可した建築物については、前二項の規定は、適用しない。</p> <p>(道に関する基準)</p> <p>第二十五条の三 施行令第四百四十四条の四第二項の規定により条例で定める区域は、北九州市、福岡市、久留米市及び大牟田市の区域を除く区域とし、同項の規定により条例で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 接続先の道路が幅員六・五メートル未満の場合は、接続先の道路の中心線からの水平距離三・二五メートル(当該道路が崖地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合は、当該崖地等からの水平距離六・五メートル)までの敷地の部分を指定を受ける道(法第四十二条第一項第五号の規定により指定を受ける道という。以下この条において同じ。)とすること。ただし、知事が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合は、この限りでない。</p> <p>二 指定を受ける道の有効幅員(道の自動車の</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第三十九条、第四十条、第四十三条第二項、第五十六条の二第一項及び建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「施行令」という。)第四百四十四条の四第二項の規定に基づき、災害危険区域の指定及びその区域内における建築制限、建築物の敷地及び構造に関する制限の付加、都市計画区域及び準都市計画区域内における建築物の敷地等の道路との関係に関する制限の付加、日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定並びに都市計画区域及び準都市計画区域内の道に関する基準について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(木造の共同住宅等の内装)</p> <p>第十五条 木造の共同住宅、寄宿舎及び長屋の用途に供する建築物(耐火建築物、準耐火建築物及び法第二十七条第一項の規定に適合する特殊建築物(特定避難時間が四十五分未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。))を除く。次条において「木造の共同住宅等」という。は、施行令第二百二十九条で定める場合を除き、直下階の天井又は階段(階段裏に限る。)の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でなければならない。</p> <p>(建築物の敷地と道路との関係)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>3 法第四十三条第一項ただし書きの規定により特定行政庁が許可した建築物については、前二項の規定は、適用しない。</p> <p>(道に関する基準)</p> <p>第二十五条の三 施行令第四百四十四条の四第二項の規定により条例で定める区域は、北九州市、福岡市、久留米市及び大牟田市の区域を除く区域とし、同項の規定により条例で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 接続先の道路が幅員六・五メートル未満の場合は、接続先の道路の中心線からの水平距離三・二五メートル(当該道路ががけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合は、当該がけ地等からの水平距離六・五メートル)までの敷地の部分を指定を受ける道(法第四十二条第一項第五号の規定により指定を受ける道という。以下この条において同じ。)とすること。ただし、知事が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合は、この限りでない。</p> <p>二 指定を受ける道の有効幅員(道の自動車の</p> |

通行可能な部分で、自動車の通行に耐え得る構造の有蓋側溝を含む。)を六メートル以上とすること。ただし、知事が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認められた場合は、この限りでない。

三 施行令第四百四十四条の四第二項第二号のすみ切りは、斜長を三メートル以上とすること。

四 施行令第四百四十四条の四第二項第四号の縦断勾配は九パーセント以下とすること。

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第二十六条 法第八十五条第五項又は第六項の規定に基づき許可を受けた仮設建築物については、第三章から前条までの規定は、適用しない。

(市町村条例との関係)

第二十六条の二 この条例の規定は、法第四条第一項又は第二項の規定により建築主事を置く市町村が法第三十九条、第四十条、第四十三条第三項又は第五十六条の二第一項の規定に基づき条例を定めるときは、当該市町村の区域内においては、適用しない。

通行可能な部分で、自動車の通行に耐え得る構造の有蓋側溝を含む。)を六メートル以上とすること。ただし、知事が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認められた場合は、この限りでない。

三 施行令第四百四十四条の四第二項第二号のすみ切りは、斜長を三メートル以上とすること。

四 施行令第四百四十四条の四第二項第四号の縦断勾配は九パーセント以下とすること。

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第二十六条 法第八十五条第五項の規定に基づき許可を受けた仮設建築物については、第三章から前条までの規定は、適用しない。

(市町村条例との関係)

第二十六条の二 この条例の規定は、法第四条第一項又は第二項の規定により建築主事を置く市町村が法第三十九条、第四十条、第四十三条第三項又は第五十六条の二第一項の規定に基づき条例を定めるときは、当該市町村の区域内においては、適用しない。

[トップページ](#) > [くらし・環境](#) > [住まい\(土地・建物\)](#) > [建物情報](#) > 福岡県ブロック塀等撤去促進事業による補助制度のご案内
(平成30年10月1日開始)

福岡県ブロック塀等撤去促進事業による補助制度のご案内(平成30年10月1日開始)

いいね! 0

ツイート [通常ページへ戻る](#) 掲載日:2018年10月1日更新

ブロック塀等の安全対策はお済みですか？

福岡県では、平成30年6月に発生した大阪府北部地震を受け、通学路や避難路等に面する危険なブロック塀等の所有者に、速やかな改善を促すため、国、県及び市町村が一体となって撤去費用の補助を行う補助制度を平成30年10月1日から開始しました。

災害時におけるブロック塀の倒壊によって、たまたま通りかかった方が亡くなったり、怪我をされた場合、ブロック塀の所有者が責任を問われ、損害賠償の対象となる可能性もあります。また、倒壊したブロック塀が道路を塞いでしまうと、救助・消火活動の妨げとなる恐れがあります。

いつ起きるか分からない災害から命を守る対策として、ブロック塀の安全対策を進めていきましょう。

福岡県ブロック塀等撤去促進事業とは

通学路や避難路等、市町村が災害時の安全や通行を確保する必要があると認める道路に面する高さ1メートル以上の危険と判断されたブロック塀等の所有者又は管理者に対し、国、県及び市町村が一体となって撤去費用の補助を行う事業です。

県は市町村を通じて補助を行っていますので、詳しい内容や手続きについては、お住まいの市町村へお尋ねください。

<補助制度のある市町村>

| 市町村名 | 担当課 | 連絡先 |
|---------------------|----------|--------------|
| 北九州市(新しいウインドウで開きます) | 空き家活用推進室 | 093-582-2777 |
| 福岡市(新しいウインドウで開きます) | 建築物安全推進課 | 092-711-4580 |

補助対象費用について

※補助内容、限度額は市町村によって異なります。詳細はお住まいの市町村へお尋ねください。

この情報に関連する情報

- [ブロック塀のチェックポイント](#)
- [福岡県ブロック塀等安全対策推進協議会からのお知らせ\(相談先のご案内\)](#)
- [木造戸建て住宅を対象とする耐震化促進の取組み](#)

このページに関するお問い合わせ先

建築指導課

企画係

Tel:092-643-3720

Fax:092-643-3754

kenshido@pref.fukuoka.lg.jp

[● 本文へジャンプ](#)[● よくある質問\(Q&A\)](#)[English](#)[中文](#)[한글](#)[ホーム](#)[スマホサイトへ](#)[音声読み上げ](#)[文字サイズ 小 中 大](#)

更新日：2018年9月28日

[福岡市ホーム](#) > [くらし・手続き](#) > [住まい・引越し](#) > [住まいを建て替える・補修する](#) > [金銭的支援](#) > [ブロック塀等除却費補助事業](#)

ブロック塀等除却費補助事業

概要

福岡市は道路に面している危険なブロック塀等の除却費用の一部を助成する事業を実施しています。
事前に必ず下記の問い合わせ先までご相談ください。

対象となるブロック塀等

下記1～3の、道路に面して設けられているブロック塀等が対象です。

1. 高さが2.2mを超えるコンクリートブロック塀
2. 高さが1.2mを超えるコンクリートブロック塀で、控え壁が有効に設けられていないもの
3. 概ね高さ1m以上のブロック塀で、調査により著しいひび割れ又は傾きが認められ、特に危険な状態にあるもの
なお、ブロック塀等とは、コンクリートブロック造、石造、れんが造その他組積造による塀（フェンスなどとの混用の場合も含む）および門柱です。

補助内容

1件あたり15万円を上限とし、除却するブロック塀等の長さにより5,000円を乗じた額と除却に要する費用（見積もり）の2分の1に相当する額を比較し、どちらか低い額を助成します。

対象者

ブロック塀等の所有者または管理者で除却工事を行う者

申請方法

下記「ご提出いただく書類」をお持ちになり、建築物安全推進課までお越しください。

申請期日

工事着工の概ね1ヶ月前まで

※補助金交付決定前に着工された工事は対象外です。

ご提出いただく書類

- [補助金交付申請書 \(36kbyte\)](#) + 関係書類

- [口座振込依頼書（補助金用）（102kbyte）](#)

こんな時は届出が必要です

- 申請を取下げるとき：[補助金交付申請取下届（29kbyte）](#)
- 申請内容を変更するとき：[補助金交付変更申請書（29kbyte）](#)+関係書類
- 工事が完了したとき：[完了実績報告書（29kbyte）](#)+関係書類
- 補助金を請求するとき：[請求書（補助金用）（143kbyte）](#)

関連資料

- [福岡市ブロック塀等除却費補助概要（122kbyte）](#)
- [福岡市ブロック塀等除却費補助要綱（97kbyte）](#)

関連リンク

[ブロック塀を点検しましょう](#)

お問合せ

住宅都市局 建築指導部 建築物安全推進課

電話：092-711-4580

ファックス：092-733-5584

Eメール：kenchiku-anzen.HUPB@city.fukuoka.lg.jp



福岡市役所

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 [\[地図・福岡市役所へのアクセス\]](#)

代表電話：092-711-4111

市役所開庁時間：午前8時45分～午後6時

各区役所の窓口受付時間：午前8時45分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

[\[組織一覧・各課お問い合わせ先\]](#)

[このサイトについて](#)

[サイトマップ](#)

[個人情報の取り扱いについて](#)

[アクセシビリティについて](#)

[リンク・著作権等](#)

[行政機関等リンク集](#)

[携帯サイト](#)

[音声読み上げについて](#)

Copyright(C)Fukuoka City.All Rights Reserved.



北九州市ブロック塀等除却工事費補助制度

シェア 11

ツイート

◆お知らせ◆

[平成30年10月1日]

・ブロック塀等除却工事費補助制度の受付を開始しました。

[平成30年9月28日]

・「補助制度に関するQ&A(ブロック塀等編)」、「補助金交付申請チェックシート」を更新しました。

[平成30年9月19日]

・「補助金交付要綱」、「補助金交付要領」、「申請手続きの流れ」、「除却計画図の作成方法について」、「様式のダウンロード」を公開しました。

[平成30年8月28日]

・ブロック塀等除却工事費補助制度の開始予定に伴い、当制度のホームページを開設しました。

ブロック塀等除却工事費補助制度とは

道路に面し危険と認められるコンクリートブロックや、石、れんが等による組積造の塀(以下、「ブロック塀等」と言う)を除却する際に必要となる費用の一部を市が補助する制度です。

《受付開始日》

平成30年10月1日(月曜日)より

《受付日時》

月曜日～金曜日(祝日を除く)

午前8時30分～午後4時30分

《受付窓口》

建築都市局住宅部空き家活用推進室ストック活用係(電話:093-582-2777)

《当制度に関するお問い合わせ》

建築指導課建築安全推進担当係(電話:093-582-2531)

はじめに

平成30年6月に発生した大阪府北部地震において、ブロック塀等の倒壊、転倒により、尊い人命が奪われる痛ましい事故が発生しました。

また、過去に発生した地震においてもブロック塀等の倒壊により、死者や多数の負傷者が発生しています。皆さんが所有または管理するブロック塀等も、雨風にさらされ、見かけは丈夫そうに見えても基準を満たしていないものや劣化が進行し、安全性に欠け、危険な状態なものがあるかもしれません。

ブロック塀等は、私的財産であり、所有者等の責任による管理が必要不可欠です。

地震はいつ、どこで起こるか分かりません。
ブロック塀等の安全な維持管理を心がけましょう。

補助制度の概要

この制度は、地震等により倒壊したブロック塀等が、人命に危険を及ぼしたり、緊急車両の通行を妨げたりすることを防ぐため、危険なブロック塀等の除却を促し、地震等による災害を未然に防止することを目的に、除却に要する費用の一部を補助するものです。

[補助制度の概要\(PDF形式:23KB\)](#)

要綱、要領

[北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱\[平成30年9月4日改正\]\(PDF形式:20KB\)](#)

[北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助金交付要領\[平成30年9月19日改正\]\(PDF形式:33KB\)](#)

関係資料等

[補助制度リーフレット\(PDF形式:241KB\)](#)

[申請手続きの流れ\(PDF形式:10KB\)](#)

[対象工事イメージ図\(PDF形式:57KB\)](#)

[除却計画図の作成方法について\(PDF形式:22KB\)](#)

[補助制度に関するQ&A\(ブロック塀等編\)\(PDF形式:18KB\)](#)

補助対象者及び要件等

- ・ 市内にあるブロック塀等の所有者もしくは所有者の同意を得て補助対象事業を行う者、または分譲マンションの管理組合であること。
- ・ 一団の土地と面する道路との間に設けられたブロック塀等を除却する者。
- ・ 大規模な事業者以外の者であること。
- ・ 市税を滞納していないこと。
- ・ 暴力団、暴力団員、並びに暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ・ この補助対象事業について、国、地方公共団体等による他の補助金の交付を受けていないこと。
- ・ 国または地方公共団体でないこと。
- ・ 補助金の交付は、一団の土地につき一回限りとする。
- ・ ブロック塀等除却工事は、単独で行うものとし、その他建築工事等と一体的に行うものでないこと。

補助対象となるブロック塀等

危険なブロック塀等であること。

※危険なブロック塀等とは、道路に面するコンクリートブロックや、石、れんが等による組積造の塀で、道路面から1m(擁壁高さを含む)以上の高さを有するブロック塀等のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

- ア) 損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となる恐れがあるもの。
- イ) 現行の建築基準法施行令(昭和25年政令338号)第61条または第62条の8で定める基準に適合しない可

能性があるブロック塀等。

ウ)上記のほか、災害等の発生により倒壊の恐れがあり、かつ、通行人に対し危険な状態であると市長が認めたもの。

補助対象工事

ブロック塀等除却工事については、次のいずれかに該当するものであること。

- イ)危険なブロック塀等の全部(基礎の除却は任意)を除却する工事。
- ロ)危険なブロック塀等で、除却後の高さを道路面から高さ0.4m以下に部分除却する工事。ただし、擁壁の上部、または建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路内にあるブロック塀等については、全部を除却(基礎の除却は任意)する工事とする。

補助対象費用

危険なブロック塀等の除却工事

- (1)除却するブロック塀等の見付面積1m2につき10,000円を乗じて得た額の1/2の額。
- (2)ブロック塀等の除却工事に要する経費(消費税相当額を除く)の1/2の額。

(1)、(2)のいずれか低い額(1,000円未満を切り捨て)を補助金として交付。

上限額は、120,000円とする。

様式のダウンロード

補助金交付申請の際に必要な様式

[補助金交付申請チェックシート\(PDF形式:8KB\)](#)

[【様式第49号】補助金交付申請書\(Word様式:99KB\)](#)

[【様式第17号】補助金申請等事務代行届\(Word様式:47KB\)](#) ※該当する場合のみ

[【様式第59号】交付申請額算出表\(Excel様式:32KB\)](#)

[【様式第19号】補助金交付申請者\(法人\)代表者・役員リスト\(Excel様式:30KB\)](#)

[【様式第20号】施工業者等\(元請\)代表者・役員リスト\(Excel様式:30KB\)](#)

[【様式第30号】事業費財源表\(Excel様式:29KB\)](#)

補助金交付変更申請の際に必要な様式

変更申請

[【様式第52号】補助金交付変更申請書\(Word様式:48KB\)](#)

[【様式第59号】交付申請額算出表\(Excel様式:32KB\)](#)

[【様式第30号】事業費財源表\(Excel様式:29KB\)](#)

軽微な変更届

[【様式第60号】軽微な変更届\(Word様式:47KB\)](#)

完了実績報告の際に必要な様式

[【様式第54号】完了実績報告書\(Word様式:46KB\)](#)

[【様式第14号】補助金交付請求書\(Word様式:49KB\)](#) ※補助金交付確定の通知後に提出

[請求書兼領収書\(PDF形式:120KB\)](#) ※補助金交付確定の通知後に提出

申請を取り下げる際に必要な様式

[【様式第57号】補助金交付申請取り下げ届\(Word様式:46KB\)](#)

その他

- ・ この補助事業は、補助金の交付決定を受けた後、工事契約を締結して工事着手し、交付決定と同一年度内に完了実績報告書を市に提出できるものを対象としています。
- ・ 申請前に、必ず事前相談をお願いします。
- ・ 補助申請の受付は予約制ではありませんが、事前相談の状況により、優先順位を設定する場合があります。また、当事業は予算の都合上、年度途中で事業を終了する場合がございますので、ご了承ください。

このページの作成者

建築都市局住宅部空き家活用推進室
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
電話:093-582-2777 FAX:093-582-2694
[メールを送信\(メールフォーム\)](#)